

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年9月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700202 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700025 号

第1 結論

平成 5 年 9 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 47 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 5 年 9 月から平成 6 年 3 月まで

私は学生の時、A 県 B 市に住んでいたが、実家の母から、私が 20 歳の時から大学を卒業するまでの間の国民年金について、母が C 県 D 市で加入手続を行い、保険料を納付したと聞いている。大学を卒業して厚生年金保険に加入したが、国民年金加入中最後の 7 か月間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を請求期間当時に請求者の母親が納付していたと主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得日である平成 4 年 * 月 * 日の入力処理が同年 5 月 8 日に行われ、平成 4 年 * 月から同年 * 月までの * か月分の保険料が同年 9 月 2 日に C 県 D 市を管轄する E 社会保険事務所（当時）で過年度収納されている。

また、請求期間直前の保険料納付記録については、平成 4 年 * 月から同年 8 月までの * か月分、平成 4 年 9 月から平成 5 年 3 月までの 7 か月分及び平成 5 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月分に係る各期間の保険料が平成 4 年 9 月 4 日、平成 5 年 3 月 9 日及び同年 11 月 22 日にいずれも C 県 D 市において現年度収納されていることが認められる。

なお、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、オンライン記録によると、昭和 52 年 7 月から国民年金第 3 号被保険者となる直前の昭和 61 年 3 月までの期間について国民年金に任意加入し、当該期間に係る保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、請求期間は一箇所で 7 か月と短期間であり、請求期間において請求者の国民年金保険料の納付に支障が生じるような特段の事情も認められない。

したがって、請求者の請求内容と上記で確認した請求者のオンライン記録、その他の周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。